

# 高齢者福祉

## 1. 生きいきとした生活を続けるために

(働く機会づくり)

- 1 公益社団法人西宮市シルバー人材センター (65 P)
- (ふれあいの輪づくり)
- 1 \*老人いこいの家 (65 P)
  - 2 \*老人福祉センター (65 P)
  - 3 老人クラブ (66 P)
  - 4 \*地域のつどい場推進事業 (66 P)
  - 5 シニアサポート事業 (66 P)

(敬老)

- 1 \*はり・きゅう・マッサージ施術費補助 (67 P)
- 2 \*敬老事業・敬老お祝い事業 (67 P)
- 3 \*高齢者交通助成事業 (67 P)
- 4 \*高齢者用交通安全杖 (67 P)

## 2. 介護予防を推進するために

(健康づくりの支援)

- 1 健康手帳 (68 P)
- 2 健康教育 (68 P)
- 3 健康相談 (68 P)
- 4 健康診査 (69 P)
- 5 各種がん・結核検診 (70 P)
- 6 骨粗しょう症検診 (70 P)
- 7 肝炎ウイルス検診 (70 P)
- 8 歯周疾患検診 (71 P)
- 9 機能回復訓練 (71 P)
- 10 訪問指導 (71 P)

(介護予防等)

- 1 西宮いきいき体操 (運動・口腔・栄養) (71 P)
- 2 共生型地域交流拠点 (72 P)

## 3. 在宅等での生活を支えるために

(介護保険制度の運営)

- 1 保険者と被保険者 (72 P)
- 2 保険料の状況 (73 P)
- 3 要介護・要支援の認定 (74 P)

(介護サービス)

- 1 訪問介護 (ホームヘルプサービス) (76 P)
- 2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 (76 P)
- 3 訪問看護・介護予防訪問看護 (76 P)
- 4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション (76 P)
- 5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 (76 P)
- 6 通所介護 (デイサービス) (76 P)
- 7 通所リハビリテーション (デイケア)・介護予防通所リハビリテーション (76 P)
- 8 短期入所生活介護 (ショートステイ)・介護予防短期入所生活介護 (76 P)
- 9 短期入所療養介護 (ショートステイ)・介護予防短期入所療養介護 (77 P)
- 10 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 (77 P)
- 11 特定福祉用具購入費の支給 (77 P)
- 12 住宅改修費の支給 (77 P)
- 13 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 (77 P)

- 1 4 居宅介護支援・介護予防支援（77P）
- 1 5 夜間対応型訪問介護（77P）
- 1 6 地域密着型通所介護（77P）
- 1 7 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（77P）
- 1 8 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（77P）
- 1 9 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・  
介護予防認知症対応型共同生活介護（77P）
- 2 0 地域密着型特定施設入居者生活介護（77P）
- 2 1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（78P）
- 2 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（78P）
- 2 3 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）（78P）
- 2 4 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（78P）
- 2 5 介護老人保健施設（老人保健施設）（78P）
- 2 6 介護療養型医療施設（療養病床を持つ病院・診療所等）（78P）
- 2 7 介護医療院（78P）

（介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス）

- 1 予防専門型訪問サービス（79P）
- 2 家事援助限定型訪問サービス（79P）
- 3 予防専門型通所サービス（79P）
- 4 介護予防ケアマネジメント（79P）

（その他の事業）

- 1 介護用品の支給（79P）
- 2 徘徊高齢者家族支援サービス（79P）
- 3 成年後見制度利用支援事業（80P）
- 4 家族介護慰労金（80P）
- 5 \*日常生活用具の給付・貸与（80P）
- 6 見守りホットライン事業（障・老）（81P）
- 7 住宅改造助成（特別型）（81P）
- 8 \*福祉タクシーの派遣（82P）
- 9 \*車いすバンク（83P）
- 1 0 認知症地域ケア推進事業（83P）
- 1 1 みみより広場事業（83P）
- 1 2 養護老人ホーム（84P）
- 1 3 軽費老人ホーム（84P）
- 1 4 介護予防・生活支援員の養成（85P）

#### 4 住み慣れた地域で安心して生活するために

（地域安心拠点づくり）

- 1 保健福祉センター（85P）
- 2 地域包括支援センター（西宮高齢者あんしん窓口）（85P）
- 3 地区ボランティアセンター（87P）
- 4 在宅療養相談支援センター（87P）

（権利擁護の確立）

- 1 \*高齢者・障害者権利擁護支援センター（87P）
- 2 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）（87P）
- 3 高齢者虐待相談窓口の設置（87P）

5. 福祉のまちづくりを促進するために

(高齢者等にやさしいまちづくり)

- 1 福祉のまちづくり (88P)

(くらしの安全対策)

- 1 地域安心ネットワーク (88P)

## 1 生きいきとした生活続けるために

### (働く機会づくり)

#### 1. 公益社団法人西宮市シルバー人材センター (青木町 2-5 72-3461)

シルバー人材センターは、60歳以上の健康で働く意欲のある人が会員となり、「自主・自立・共同・共助」の理念の下に、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な、又はその他の軽易な業務を提供する高齢者の自主的な団体です。高齢者の技能や経験を生かして社会参加と生きがいの充実を図ることなどを目的としています。

平成6年2月に設立され、平成24年4月に公益社団法人となりました。

(関係法令 高齢者等の雇用の安定等に関する法律)

#### <活動状況>

年度	区分	会員数 (人)	受注状況 (件)	就業延べ人員 (人)
	R1	2,253	3,108	208,623
	R2	2,197	2,807	188,302

(延件数)

### (ふれあいの輪づくり)

#### 1. 老人いこいの家 (高齢福祉課 35-3077)

地区の高齢者が気軽に集まって自由な時間を楽しむための場所を提供し、高齢者の心身の健康増進を図るため、老人いこいの家 22 か所を設置しています。(132P) 施設は、原則として、民家・自治会館等で、世話人 1 名を配置。囲碁・将棋・テレビ等を備えつけて、市内の 60 歳以上の人に無料で開放しています。そのほかに、老人専用集会室 10 か所を設置しています。

(関係法令 西宮市老人いこいの家管理運営要綱 昭和 45 年実施 平成 31 年 4 月 1 日改正)

#### <利用状況>

年度	区分	設置数	利用延人員 (人)		
			男	女	計
	R1	22	27,588	32,781	60,369
	R2	22	16,903	16,330	33,233

#### 2. 老人福祉センター (高齢福祉課 35-3077)

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進・教養の向上及びレクリエーション等の施策を総合的に実施するため、老人福祉センター (法外) を設置しています。指定管理者を導入し、鳴尾老人福祉センターはNPO法人なごみが運営しています。

(関係法令 西宮市立老人福祉センター条例)

##### (1) 設置施設

名称	所在地	電話番号
鳴尾老人福祉センター	上田中町 2-7	47 - 9519

(2) 開設状況

年度	施設名	会議等		趣味・娯楽等		合計	
		回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
R1	西宮	139	2,249	548	11,573	687	13,822
	鳴尾	18	97	456	9,977	474	10,074
	計	157	2,346	1,004	21,550	1,161	23,896
R2	鳴尾	11	61	314	3,593	325	3,654

3. 老人クラブ（地域共生推進課 35-3021）

おおむね 60 歳以上の人が親しい仲間と楽しく健全な生活を送るため、各地区で老人クラブが結成されています。老人クラブでは各種の集会のほか公園清掃やスポーツ、子育て支援活動、見守り活動などを行っています。

（関係法令 西宮市老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金交付要綱 平成 5 年 4 月 1 日実施 平成 26 年 4 月 1 日改正）

(1) 老人クラブの状況 (各年度 4 月 1 日現在)

年度	区分	クラブ数	会員数（人）
R1		347	17,972
R2		350	17,580

(2) 友愛訪問

老人クラブでは、高齢者相互の友愛を深め福祉の増進を図るため、ひとり暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者などへの友愛訪問を実施しています。（昭和 46 年度実施）

(3) スポーツ

高齢者の健康増進のため、グラウンドゴルフの普及に努め、グラウンドゴルフ大会を年 2 回開催しています。

4. 地域のつどい場推進事業（地域共生推進課 35-3286）

個人の自宅を活用した集まりや自治会域での交流の場など、住民が気軽に立ち寄って集まることができつどい場作り促進のため、つどい場の立ち上げや活動継続に関する相談支援・情報提供を行います。

（関係法令 西宮市地域のつどい場推進事業実施要綱 平成 25 年 4 月 1 日実施 平成 31 年 4 月 1 日改正）

（関係法令 西宮市地域のつどい場開設補助金交付要綱 令和 2 年 4 月 1 日実施）

5. シニアサポート事業（地域共生推進課 35-3286）

高齢者同士の助け合いと地域におけるボランティアの養成と活動の促進を目的とした助け合い支援活動を実施しています。

（関係法令 西宮市シニアサポート事業実施要綱 平成 22 年 7 月 1 日実施 平成 31 年 4 月 1 日改正）

年度	提供会員数（人）	利用会員数（人）	活動時間（時間）
R1	201	723	2,781
R2	167	632	747

(敬老)

1. はり・きゅう・マッサージ施術費補助 (高齢福祉課 35-3077)

70歳以上の高齢者を対象に、はり・きゅう・マッサージ施術に要する費用の一部を補助します。利用券の交付枚数は、年間5枚で、補助額は1枚につき1,000円です。

(関係法令 西宮市はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業実施要綱 昭和58年度実施 平成24年7月9日改正)

<実施状況>

年度	区分	交付者数	交付枚数	利用回数
	R1	5,813	29,065	17,730
	R2	4,993	24,965	15,414

2. 敬老事業 (地域共生推進課 35-3021)・敬老お祝い事業 (高齢福祉課 35-3077)

市内男女最高齢や100歳到達者、米寿(88歳)を迎える方へ記念品を贈呈するほか、西宮市社会福祉協議会、西宮市老人クラブ連合会と共催で、作品展、芸能大会などを実施しています。

(関係法令 西宮市敬老事業実施要綱 平成13年10月1日実施 平成27年4月1日改正)

3. 高齢者交通助成事業 (高齢福祉課 35-3077)

西宮市に引き続いて1年以上居住する70歳以上の高齢者(外国人を含む)に対して、生きがいと楽しみを持ち、社会に貢献できる一員として外出などを通じて、より活発な社会参加と健康の保持を図るため、電車・バス・タクシーの助成券1枚1,000円分を5枚交付しています。令和2年度末をもって事業廃止しました。

(関係法令 西宮市高齢者交通助成金支給要綱 平成3年4月1日実施 平成14年6月1日廃止  
西宮市高齢者交通助成事業実施要綱 平成14年6月1日実施 令和2年4月1日改正)

<助成状況>

(件)

年度	区分	助成件数
	R1	85,593
	R2	88,853

4. 高齢者用交通安全杖 (高齢福祉課 35-3199)

65歳以上の高齢者に外出時に交通事故等を未然に防止するための杖を本庁・各支所・各地域包括支援センター・各高齢者介護支援センターで無料で交付しています。

(関係法令 西宮市高齢者用交通安全杖給付事業実施要綱 平成13年11月1日実施 平成24年7月9日改正)

<交付状況>

(本)

年度	区分	交付数
	R1	660
	R2	621

## 2 介護予防を推進するために

(健康づくりの支援)

### 1. 健康手帳 (健康増進課 35-3127)

特定健診・保健指導等の記録、その他の健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てていただくための手帳です。希望者は、市のホームページからダウンロードできます。

(関係法令 健康増進法)

### 2. 健康教育 (地域保健課 35-3310)

市民の生活習慣病予防や心身の健康のため、各種の講座を開催しています。(関係法令 健康増進法) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講演会や講座は中止し(\*)啓発リーフレットの送付や市のHPによる情報提供を実施しました。

HP各コンテンツへのアクセス数 22,456 (件)

<集団健康教育 実施状況>

(令和2年度)

講座名		内容	回数	延人数
生活習慣病 講演会	(糖尿病予防)	糖尿病予防のための生活習慣づくり	*0	0
	(CKD 予防)	慢性腎臓病 (CKD) 予防のための啓発	*0	0
地域別健康講座		地域の健康課題に沿った講座	*0	0
出前健康講座	成人・介護予防	生活習慣予防、認知症予防など	*0	0
	介護家族	介護家族教室、介護者の集いなど	*0	0
	女性健康講座	更年期に起こりうる症状、骨粗しょう症、乳がん自己検診法など	*0	0
女性検診での健康講話		乳がん自己触診法の集団指導	41	1,178
ファミリー栄養教室		家族の適正な食生活と健康的な食べ方を身につける「選食能力」の話と演習	*0	0
ラジオ体操の会		山口保健福祉センター地区のラジオ体操	26	261
若竹昼食会での健康教育		健康増進に関する時事・季節に応じた講話	*0	0
その他		健康フェア、いずみ会研修会	*0	0

### 3. 健康相談 (地域保健課 35-3310)

心身の健康に関する個別の相談に対し、必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室やイベント併設の相談会は中止しました。

<健康相談 実施状況>

(令和2年度)

区分	内容	回数	延人数
若竹ふれ愛健康相談	保健師の相談、身長・体重測定、体脂肪測定、 血圧測定	1	8
歯科健康相談	歯周疾患に関する相談やブラッシングの相談・ 指導など	1	1
窓口総合相談	保健福祉センター窓口での育児や健康づくり・ 福祉に関する相談	1,215	13,256
健康相談 (面接・電話)	育児や健康づくり・福祉に関する健康相談		21,386

栄養相談（面接・電話）	乳幼児や成人・高齢者の栄養相談	769	664
女性のための検診併設健康相談	女性検診での健康と栄養についての相談・指導	84	595
禁煙相談	保健師による禁煙相談	1	12
その他	シルバーフェア	0	0

#### 4. 健康診査

##### (1) すこやか健康診査・基本健康診査（健康増進課 35-3127）

すこやか健康診査は、令和2年度までは、35歳～39歳を対象に実施していましたが、令和3年度より対象年齢を20歳～39歳に拡充して実施しています。基本健康診査は40歳以上の生活保護受給者等を対象に実施しています。

##### ＜健診内容＞

- 基本健康診査：【基本】問診、身体計測、血圧測定、身体診察、血液検査、貧血検査、尿検査  
 ※40歳～74歳の人で、一定の条件に該当し、医師が必要と認めた場合に、心電図検査、眼底検査を実施。  
 ※75歳以上の方は、【基本】内容に加え、心電図検査を追加。医師が必要と認めた場合に、眼底検査を実施。
- すこやか健康診査（20歳～39歳）：基本健康診査の【基本】内容に加え、心電図検査、胸部X線検査を追加。（関係法令 健康増進法）

##### ＜実施状況＞

（令和2年度）

健診区分	受診者数	健診結果（人）		
		異常なし	要指導	要精検・医療
すこやか健診	107	24	26	57
基本健診	389	10	50	329

##### (2) 特定健康診査（国民健康保険課 35-3115）

実施年度の4月1日から受診日まで西宮市国民健康保険加入者で、実施年度に40歳以上75歳未満の人を対象（厚生労働大臣が定める人は除く）に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施し、糖尿病等の生活習慣病の発症・重症化予防のため、医師・保健師・管理栄養士等による特定保健指導を実施しています。

（関係法令 高齢者の医療の確保に関する法律）

##### ＜実施状況＞

健診区分	実施年度	対象者（人）	受診者（人）	健診結果
				特定保健指導対象者（人）
特定健康診査 （国民健康保険）	R1	59,660	21,410	2,058
	R2※1	59,115	20,482	2,039

※1 令和3年5月末現在。（令和2年度の実績は、令和3年10月末に国へ実績報告する時点で確定する）



(3) 長寿（後期高齢者）健康診査（高齢者医療保険課 35-3994）

西宮市の後期高齢者医療制度加入者を対象に、病気の早期発見および重症化予防により生活の質を維持するため、長寿（後期高齢者）健康診査を実施しています。

（関係法令 高齢者の医療の確保に関する法律）

<実施状況>

（令和2年度）

健診区分	受診者数*	健診結果（人）		
		異常なし	要指導	要精検・医療
長寿健康診査	20,630	430	16,496	3,704

\*平成25年度より実施している人間ドック受診費用助成者数を含む。

(4) 長寿歯科健康診査（高齢者医療保険課 35-3994）

75歳・80歳の後期高齢者医療制度加入者を対象に、問診、口腔内診療（咀嚼・嚥下機能を含む）、結果説明及び歯科保健指導を指定の歯科医院で実施しています。

（令和2年度の受診者数は909人）

5. 各種がん・結核検診（健康増進課 35-3127）

- ・胃がん（バリウム）検診 40歳以上を対象に問診、胃部X線検査
- ・胃がん（内視鏡）検診 50歳以上の偶数歳を対象に問診、胃内視鏡検査（令和3年10月より開始）
- ・肺がん・結核検診 40歳以上を対象に問診、胸部X線検査。必要者に喀痰検査。
- ・大腸がん検診 40歳以上を対象に問診、便潜血反応検査
- ・前立腺がん検診 50歳以上の男性を対象に問診、PSA検査
- ・子宮頸がん検診 20歳以上の偶数歳の女性を対象に問診、視診、内診、子宮頸部の細胞診
- ・乳がん検診 40歳以上の偶数歳の女性を対象に問診、マンモグラフィ  
（令和3年度より視触診は実施しません）

<各種がん・結核検診の実施状況>

（令和2年度）

検診区分	受診者数	要精検者数	精検受診者数	精検受診結果（人）			
				異常なし	が ん	がん疑い	他の疾患
胃がん（バリウム）検診	4,620	123	84	8	4	0	72
肺がん・結核検診	6,732	65	52	13	1	3	35
子宮頸がん検診	5,619	225	173	41	0	0	132
乳がん検診	6,141	417	310	71	12	0	227
大腸がん検診	12,346	794	469	67	29	5	368
前立腺がん検診	1,973	148	48	4	3	19	22

※令和3年5月末現在の値

6. 骨粗しょう症検診（健康増進課 35-3127）

30歳以上の女性を対象に、超音波による骨密度測定を行い、希望者には結果説明、健康相談を実施しています。令和2年度の受診者数 1,393人

7. 肝炎ウイルス検診（健康増進課 35-3127）

40歳以上の方で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、B型及びC型肝炎ウイルスの血液検査を実施しています。令和2年度の受診者数 6,619人

8. 歯周疾患検診（健康増進課 35-3127）

40歳・50歳・60歳・70歳の市民を対象に、問診、口腔内診察、結果説明及び歯科保健指導を指定の歯科医院で実施しています。令和2年度の受診者数 1,791人

9. 機能回復訓練（リハビリセンター 34-1015）

病院での治療が終了し、引き続き家庭においてリハビリ訓練を必要とする15歳（高校1年生）以上の「身体障害者手帳」を持つ人を対象に、医師の判定のもと、理学療法・作業療法・言語療法を実施しています。

〈利用状況〉 (人)

年度	区分	判定	理学療法	作業療法	言語療法	装具
	R1	179	5,898	4,862	1,885	42
	R2	91	4,957	3,964	1,713	41

10. 訪問指導（地域保健課 35-3310）

生活習慣病等、健康管理上訪問指導が必要な方に保健師等が訪問し、健康に関する相談等に応じています。

〈実施状況〉

年度	区分	訪問実人数（人）	訪問延べ回数（回）
	R1	114	329
	R2	86	376

（介護予防等）

1. 西宮いきいき体操（運動・口腔・栄養）（地域共生推進課 35-3294）

老人クラブなど高齢者が集まる場を活用し、高齢者のための筋力アップを目的とした「西宮いきいき体操」の普及や「西宮いきいき体操」に取り組むグループの立ち上げと活動の支援、介護予防サポーターの養成を行っています。

（関係法令 「西宮いきいき体操」実施要綱 平成18年4月1日実施 平成30年4月1日改正）

(1) 普及啓発

西宮いきいき体操の普及を図る講座や健康づくりや介護予防に関する正しい知識・情報の提供を行っています。

(2) グループ支援

西宮いきいき体操に自主的に取り組むグループの立ち上げと、活動の支援を行っています。

年度	グループ数	実施回数	参加実人数	参加延人数
R1	238	10,322	7,891	188,667
R2	250	5,819	7,342	71,926

※240グループが口腔体操に取り組んでいます。

### (3) 介護予防サポーター養成講座

健康づくりに関する知識・技術を身につけ、自らの健康づくりを実施するとともに、介護予防サポーターとして住み慣れた地域において高齢者の健康づくり・介護予防に関する取り組みや支援が自主的にできる人材を養成することを目的に介護予防サポーター養成講座を開催しています。

年度	実施回数	修了者数	修了者数（累計）
R1	5	207	2,445
R2	0	0	2,445

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため中止しています。

## 2. 共生型地域交流拠点（地域共生推進課 35-3286）

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰もが参加することができる地域福祉活動の展開を目的とした、共生型地域交流拠点の開設および運営時の補助を行います。

（関係法令 西宮市共生型地域交流拠点運営等補助事業実施要綱 令和元年11月1日改正）

実績（案）

	開設箇所数（箇所）	延参加者数（人）
R1	5	21,799
R2	5	17,603

## 3 在宅等での生活を支えるために

### （介護保険制度の運営）

#### 1. 保険者と被保険者（介護保険課 35-3314）

介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても住みなれた住まいや地域で、自立した生活が送れるよう高齢者の介護を社会全体で支える制度です。自己責任と社会的連帯の精神に基づき、40歳以上の国民で公平に負担する仕組みとなっています。

介護保険制度は各市町村が保険者となって制度を運営し、国や県、医療保険者などが重層的に支えあう構造となっています。国や県は財政負担を行うほか、市の制度運営を支援します。

被保険者は、市内に住む40歳以上の人を対象となります。被保険者は年齢により第1号被保険者と第2号被保険者に分けられ、給付（サービス）を受ける条件や保険料の算定・納付方法が異なります。

- ・ 第1号被保険者：65歳以上の人
- ・ 第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者

#### (1) 被保険者の対象区分

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
介護保険給付（サービス）を受けることができる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護者：心身の障害などにより日常生活での基本動作について常時介護を要すると見込まれる状態であると認定された人</li> <li>●要支援者：常時の介護までは必要ないが、家事や身支度など日常生活に支援が必要な状態であると認定された人</li> </ul>	脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気による要介護者・要支援者

保険料	所得段階別定額保険料	●健保：標準報酬×介護保険料率 (事業者負担あり) ●国保：所得割、均等割に按分 (国庫負担あり)
納付・徴収方法	年金額が年 18 万円以上の人は年金からの天引き、それ以外の人は普通徴収により市が徴収	医療保険者が医療保険の保険料に介護保険の保険料を上乗せして、医療保険料と一緒に徴収

(2) 被保険者数 (第 1 号被保険者)

(年度末現在)

年度	人口 (人)	被保険者数 (人)
R1	483,744	116,408
R2	483,641	117,520

2. 保険料の状況 (介護保険課 35-3313)

65 歳以上の人 (第 1 号被保険者) の保険料は、市の介護サービスの水準に応じて決まる基準額をもとに所得等に応じて算出します。

(単位：円)

保険料賦課期日		4 月 1 日		
保 険 料 率	令和元年度～令和 3 年度			
	保 険 料 段 階	令和元年度 保険料額	令和 2 年度 保険料額	令和 3 年度 保険料額
	令和元年度第 1 段階 (基準額×0.375) 令和 2・3 年度第 1 段階 (基準額×0.3)	25,200	20,200	
	令和元年度第 2 段階 (基準額×0.5625) 令和 2・3 年度第 2 段階 (基準額×0.5)	37,800	33,600	
	令和元年度第 3 段階 (基準額×0.725) 令和 2・3 年度第 3 段階 (基準額×0.7)	48,800	47,100	
	第 4 段階 (基準額×0.875)	58,800		
	第 5 段階 (基準額)	67,200		
	第 6 段階 (基準額×1.125)	75,600		
	第 7 段階 (基準額×1.20)	80,600		
	第 8 段階 (基準額×1.45)	97,400		
	第 9 段階 (基準額×1.55)	104,200		
	第 10 段階 (基準額×1.70)	114,200		
	第 11 段階 (基準額×1.85)	124,300		
	第 12 段階 (基準額×2.00)	134,400		
	第 13 段階 (基準額×2.15)	144,500		
第 14 段階 (基準額×2.30)	154,600			

※第 1 段階から 3 段階は、低所得高齢者の介護保険料軽減強化事業による軽減後の額を記載

### 3. 要介護・要支援の認定（高齢福祉課 35-3133）

被保険者が介護保険のサービスを受けるには、まず、市に対して要介護認定の申請を行う必要があります。市は申請の受付後、以下①～④の手順で手続きを行い、「要介護」又は「要支援」と認定された被保険者は、介護が必要な程度に応じたサービスを利用できます。

- ①主治医に対し「主治医意見書」の提出を依頼
- ②市の職員等が被保険者の心身の状況などを調査
- ③主治医の意見、調査結果等を基に市が設置する介護認定審査会に対し、審査・判定を依頼
- ④介護認定審査会の判定に基づき認定結果を通知

＜要介護認定者数＞

（令和2年度末）

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
4,603	3,505	4,456	2,992	2,960	2,042	1,758	22,316
20.5%	15.7%	20.0%	13.4%	13.3%	9.2%	7.9%	100%

#### （介護サービス）介護サービスの種類

区分	サービス内容	給付割合	利用状況	
居宅サービス	訪問通所サービス 訪問介護（ホームヘルプサービス）・予防専門型訪問サービス ・家事援助限定型訪問サービス 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 通所介護（デイサービス）・予防専門型通所サービス 通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション	9割※	78頁～ 79頁 参照	
	短期入所サービス 短期入所生活介護（特養ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護 短期入所療養介護（老健等ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護			
	その他のサービス	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与		9割※
		特定福祉用具購入（1年度につき上限10万円） 住宅改修（利用限度額20万円）		（償還払）
居宅介護支援・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント		10割		
施設サービス	介護老人保健施設（老人保健施設）・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護療養型医療施設（療養病床等）・介護医療院	9割※		
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	9割※		

※一定以上所得者は8割または7割

	区分		負担限度額（日額）					
			食費	居住費・滞在費				
				多床室	従来型個室		ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
					特養	老健・療養型		
特定 入所者介護 サービス費	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	年金収入金額+その他の合計所得金額が120万円超	1,360円 (1,300円)	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	年金収入金額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下	650円 (1,000円)	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	年金収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下	390円 (600円)	370円	420円	490円	490円	820円
	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、預貯金等の合計が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下	老齢福祉年金受給者	300円	0円	320円	490円	490円	820円
	生活保護受給者		300円	0円	320円	490円	490円	820円

※短期入所サービス（ショートステイ）を使用した場合、食費の負担限度額は（ ）内の金額。

※年金収入額には、老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます。

※その他の合計所得金額には譲渡所得に係る特別控除額を除きます。

※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用います。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。

高額介護 サービス費	区 分	自己負担上限額（月額）
	年収約1,160万円以上	（世帯）140,100円
	年収約770万円～約1,160万円	（世帯）93,000円
	年収約383万円～約770万円	（世帯）44,400円
	一般	（世帯）44,400円

		(世帯) 24,600 円
世帯全員が 市民税非課税	課税年金の収入金額+その他の合計所得金額が 80 万円 以下	(個人) 15,000 円
	老齢福祉年金受給者等	(個人) 15,000 円

※その他の合計所得金額には譲渡所得に係る特別控除額を除きます。

※令和 3 年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額控除適用前の給与所得から 10 万円を控除した後の金額を用います。

高額医療会算介護サービス費	国民健康保険又は被用者保険 (70 歳未満)		国民健康保険又は被用者保険 (70 歳～74 歳) 後期高齢者医療制度	
	区分 (基礎控除後の総所得金額等)	自己負担上限額 (年額)	区分	自己負担上限額 (年額)
	901 万円超	2,120,000 円	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000 円
	600 万円超 901 万円以下	1,410,000 円	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000 円
	210 万円超 600 万円以下	670,000 円	現役並み所得者Ⅰ	670,000 円
	210 万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	600,000 円	一般	560,000 円
	住民税非課税世帯	340,000 円	低所得者Ⅱ	310,000 円
			低所得者Ⅰ	190,000 円

### (介護サービス)

#### 1. 訪問介護 (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話をを行います。

#### 2. 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴車が家庭を訪問して、入浴介護を行います。

#### 3. 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師・保健師などが家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

#### 4. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

専門家が家庭を訪問して、理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

#### 5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが療養上の管理や指導を行います。

#### 6. 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンターなどで、入浴・食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を行います。  
(施設一覧 127～128P)

#### 7. 通所リハビリテーション (デイケア)・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設・病院・診療所で、理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

#### 8. 短期入所生活介護 (ショートステイ)・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期入所して、入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

## 9. 短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設・病院・診療所などの医療施設に短期入所して、看護、医学的管理下の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

## 10. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすやベッドなどの福祉用具を貸与します。

### 11. 特定福祉用具購入費の支給

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具を購入した場合に購入費（1年度につき上限10万円）の9割～7割を支給します。

### 12. 住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差の解消など、一定の小規模な住宅改修を行った場合に改修費（上限20万円）の9割～7割を支給します。（県の住宅改造助成事業もあわせて利用できる場合があります。）

### 13. 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの施設が、その入所者に対して、ケアプランに基づいて入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。（施設一覧 132P）

### 14. 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護（介護予防）サービス計画を作成します。

### 15. 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的に巡回して行う訪問介護に加え、利用者の求めに応じて入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話をします。

### 16. 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練を行います。（施設一覧 129～130P）

### 17. 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。（施設一覧 131P）

### 18. 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供します。（施設一覧 131P）

### 19. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の高齢者が共同生活を営む住居において、介護スタッフが入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。（施設一覧 131P）

## 20. 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設が、その利用者に対して、ケアプランに基づいて入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行います。



## 2 1. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設での施設サービスです。(施設一覧 128 P)

## 2 2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を 24 時間対応で行います。

## 2 3. 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。

## 2 4. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、在宅での介護が困難な要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。(施設一覧 128 P)

## 2 5. 介護老人保健施設（老人保健施設）

症状が安定していて、入院・治療をする必要はないが、リハビリや看護・介護の必要な要介護者に対して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行います。(施設一覧 128 P)

## 2 6. 介護療養型医療施設（療養病床を持つ病院・診療所等）

病状が安定期にある長期療養患者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話、機能訓練その他必要な医療を行います。(施設一覧 128 P)

## 2 7. 介護医療院

長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行います。(施設一覧 128 P)

<介護（介護予防）サービスの利用状況>

(各年度の 3 月利用～2 月利用の件数)

事業名	R1	R2	事業名	R1	R2
訪問介護	57,017	58,362	定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	878	1,443
訪問入浴介護	3,231	3,430	夜間対応型訪問介護	0	0
訪問看護	42,263	46,213	地域密着型通所介護	20,425	19,526
訪問リハビリテーション	4,664	5,855	認知症対応型通所介護	2,587	2,437
居宅療養管理指導	78,010	85,689	小規模多機能型居宅介護	901	1,103
通所介護	34,957	32,469	認知症対応型共同生活介護	4,300	4,314
通所リハビリテーション	21,158	19,456	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
短期入所サービス	12,519	10,537	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	615	592
福祉用具貸与	98,802	105,236	複合型サービス	12	18
福祉用具購入費	1,997	2,135	介護老人福祉施設	19,079	19,075
住宅改修費	1,468	1,413	介護老人保健施設	10,964	10,584
特定施設入居者生活介護	14,705	14,932	介護療養型医療施設	582	471
居宅介護支援	135,524	142,684	介護医療院	296	442

\*件数は 1 月毎（1 月に複数回利用しても 1 件）に集計したものを 12 カ月合算したものです。

<介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスの利用状況>

(3月利用～2月利用の件数)

サービス内容	年度	R1	R2
訪問型サービス (予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービス)		30,323	29,587
予防専門型通所サービス		30,368	25,449
介護予防ケアマネジメント		29,517	25,914

(介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス)

1. 予防専門型訪問サービス

ホームヘルパーが要支援者・事業対象者の家庭を訪問して、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話をを行います。

2. 家事援助限定型訪問サービス

介護予防・生活支援員が要支援者・事業対象者の家庭を訪問して、掃除・洗濯・買い物などの家事の援助を行います。

3. 予防専門型通所サービス

デイサービスセンターなどで要支援者・事業対象者を対象として、入浴・食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を行います。

(施設一覧 127～129P ただし欄外右側に※を記載の9事業所を除く)

4. 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアプランを作成します。

(その他の事業)

1. 介護用品の支給 (高齢福祉課 35-3077)

介護保険の要介護度が4または5に認定された常に失禁状態にあり、おむつの使用が適切と認められる在宅の高齢者等を介護する家族であって、要介護者と介護している方それぞれの世帯全員が市民税非課税の場合、紙おむつなどの介護用品を支給しています(助成上限額 6,500円を超えた金額は利用者負担)。

(関係法令 西宮市介護用品支給事業実施要綱 平成13年4月1日実施 令和2年4月1日改正)  
(年度末現在:人)

年度	区分	利用人員(人)	支給品目・数量(延バック数)		
			紙おむつ	尿取りパッド	その他
R1		154	2,092	4,868	3,209
R2		155	2,111	5,261	3,753

2. 徘徊高齢者家族支援サービス (高齢福祉課 35-3077)

65歳以上の認知症等により徘徊行動のある高齢者(介護保険の要支援及び要介護と認定された第2号被保険者を含む)を介護している家族に対し「位置検索システム専用端末機」を貸し出し、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保に役立て、家族等の負担の軽減を図っています。

基本使用料（市民税非課税世帯は免除）、徘徊検索料等は自己負担になります。  
 （関係法令 西宮市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱 平成13年1月10日実施 平成30年4月1日改正）

＜実施状況＞ (人)

年度	年度末登録者数
R1	45
R2	49

### 3. 成年後見制度利用支援事業（生活支援課 35-3175）

日常生活を営むのに支障がある人等で、身寄りがなく成年後見制度を利用するための申立を行う者がいない人に対し、市長による審判の申立を行います。また、申立に要する経費や後見人などの報酬の全部、又は一部を助成します。

（関係法令 西宮市成年後見制度利用支援事業 市長申立に関する取扱要綱 平成14年3月1日実施 平成17年10月1日改正  
 西宮市成年後見制度利用支援事業 申立に係る費用及び後見人等の報酬助成実施要綱 平成14年4月1日実施 平成29年4月1日改正）

(1) 対象者 認知症高齢者、知的障害もしくは精神障害のある人で、配偶者や四親等内の親族がいない人など

(2) 実施状況

年度	区分	申立件数（件）
R1		14
R2		18

### 4. 家族介護慰労金（高齢福祉課 35-3150）

常に介護を必要とする介護保険の要介護度が4または5に認定された市民税非課税世帯に属する在宅高齢者等で過去1年間介護保険のサービスを利用していない（年7日以内のショートステイを除く）人を介護している家族に家族介護慰労金を支給しています。ただし、介護手当（障害）との併給はできません。（関係法令 西宮市家族介護慰労金支給要綱 平成13年4月1日実施 平成30年10月1日改正）

(1) 支給金額 年額12万円

(2) 支給状況

年度	区分	支給者数（人）	支給金額（千円）
R1		1	120
R2		1	120

### 5. 日常生活用具の給付・貸与（高齢福祉課 35-3077）

当該年度に65歳以上となる認知症等により防火の配慮が必要な在宅の高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者（介護保険の要支援及び要介護と認定された2号被保険者を含む）に、電磁調理器などを給付、又は貸与することにより、日常生活の便宜を図っています。市民税額等により経費の一部負担があります。

（関係法令 西宮市老人日常生活用具給付等事業実施要綱 平成2年4月1日実施 平成30年4月1日改正）

(1) 用具の種類

ア 給付品 火災警報器、自動消火器、電磁調理器

イ 貸与品 福祉電話（福祉電話の新規貸与は平成25年度末をもって終了）

(2) 給付・貸与状況

< 給付状況 >

(件)

年度	電磁調理器	火災警報器	自動消火器	計
R1	1	0	0	1
R2	4	0	0	4

< 福祉電話保有・貸与状況 >

※平成 26 年度より新規の貸与は取りやめています

(件)

年度	保有状況	貸与状況		
		貸与	返還	年度末現在
R1	104	-	1	6
R2	104	-	3	3

6. 見守りホットライン事業（障・老）（高齢福祉課 35-3077）

在宅での生活が不安な高齢者・障害者世帯等に、緊急時に通報する機器を貸与しております。緊急時にボタンを押すと、24 時間対応の受信センターにつながり、そこより消防署等の関係機関に連絡を行い、また市が委託している業者の出動員が駆け付け等の対応を行います。加えて 24 時間対応の健康相談や月に 1 回のお元気コール（安否確認連絡）も行います。

（関係法令 西宮市見守りホットライン事業実施要綱 令和元年 10 月 1 日実施）

< 設置状況 >

年度	区分	設置台数	移行者数	撤去台数	年度末設置台数
R1		101	91	4	188
R2		94	14	20	276

（緊急通報救助事業）

在宅での生活が不安な高齢者・障害者世帯等に、緊急時に通報する機器を貸与しています。緊急時にボタンを押すと、24 時間対応の受信センターにつながり、そこより消防署等の関係機関や西宮市福祉協力員をはじめとする地域の協力体制によって、救援の手がさしのべられます。令和元年 10 月 1 日より、内容を拡充し、見守りホットライン事業へ変更しました。

（関係法令 西宮市緊急通報救助事業実施要綱 昭和 63 年 6 月 1 日実施 平成 30 年 4 月 1 日改正）

< 設置状況 >

年度	区分	設置台数	移行者数	撤去台数	年度末設置数
R1		20	91	114	450
R2		0	14	73	363

7. 住宅改造助成（特別型）（介護保険課 35-3048）

在宅の介護を要する高齢者の日常生活動作の増進を図るため、居宅の改造工事に対して助成しています。ただし、一定の所得以上の方は利用できません。場合により、簡易耐震診断を受ける必要があります。

（関係法令 西宮市人生いきいき住宅改造助成事業実施要綱 平成 8 年 7 月 1 日実施 令和 2 年 4 月 1 日改正）

(1) 制度の概要

ア 対象者 介護保険の要支援認定又は要介護認定を受けた者

※ただし、生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が 8,000,000 円を超える世帯及び生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が 6,000,000 円を超える世帯を除く

- イ 対象工事 居宅内の浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所の住宅改造工事で、住まいの住宅改良相談員等が必要と認めた工事（住宅の新築・維持補修工事を除く）
- ウ 助成額 助成限度額は住宅改修費（世帯で対象となる全員分）と合わせて 100 万円（簡易耐震診断の助成金を含む）  
課税状況に応じて対象工事費に対する助成率が決められています。
- エ 助成回数 原則として世帯で 1 回

(2) 助成率

	階層	世帯階層区分	助成率
住宅改造・特別型	B	・生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	3/3
	C	・生計中心者が当該年分市町村民税非課税の世帯	9/10
	D	・生計中心者が前年分所得税非課税で 当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9/10
	E	・生計中心者が前年分所得税非課税で当該 年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2/3
	F	・生計中心者が前年分所得税課税で、所得税額が 7 万円以下の世帯	1/2
	G	・生計中心者の前年分所得税額が 7 万円を超える世 帯	1/3

(3) 対象者の身体状況

(人)

区分 年度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	要支援 1	要支援 2	計
R1	24	3	9	2	4	32	19	93
R2	11	14	7	1	1	31	21	86

8. 福祉タクシーの派遣（高齢福祉課 35-3077）

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の 65 歳以上の高齢者に対し、自宅と病院等の間を福祉タクシーで移動した際のタクシー料金を助成する「福祉タクシー利用券」を交付します（要申請）。利用券は「定額制」と「予約制」の 2 種類あります。「定額制」は対象が要介護 3～5 の方で利用券 1 枚 500 円で年間 72 枚を限度とし、「予約制」は対象が要介護 4 または 5 の方でタクシー料金の 9 割（助成限度額あり）を市が助成、利用券は年間 48 枚を限度とし、利用の際にはタクシー会社に直接連絡していただきます。

（関係法令 西宮市予約制福祉タクシー派遣事業運営要綱 平成 15 年 10 月 1 日実施 令和 3 年 4 月 1 日改正）

（関係法令 西宮市定額制福祉タクシー派遣事業運営要綱 平成 15 年 10 月 1 日実施 令和 3 年 4 月 1 日改正）

<実施状況>

（登録者数は年度末現在）

年度	区分	登録者数（人）	派遣回数（回）
	R1	483	5,552
	R2	595	4,780

※登録者数及び派遣回数は、「初乗制」と「予約制」の合計

9. 車いすバンク（高齢福祉課 35-3199）

介護保険の対象とならない人が、病気の回復期など一時的に自宅で必要とされる車いすを2カ月間無料で貸与しています。本庁・各支所・各地域包括支援センターに配置しています。なお、総合福祉センター(33-5501)でも無料で貸与しています。

（関係法令 西宮市車いすバンク事業実施要綱 昭和56年1月5日実施 平成29年4月1日改正）

年度	貸出件数
R1	368
R2	340

10. 認知症地域ケア推進事業（地域共生推進課 35-3286）

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして「認知症地域支援推進員」の配置をはじめ、地域における支援体制の構築を図ります。

（関係法令 西宮市認知症地域ケア推進事業実施要綱 平成21年11月1日実施 平成27年4月1日改正）

（関係法令 西宮市認知症SOSメール配信事業実施要綱 平成28年8月1日実施）

<事業の概要>

(1) 認知症サポーター養成講座

地域や学校、職場など様々な集まりを通じて多くの人を対象に講座を開催しています。認知症に関する正しい理解を広く普及し、認知症の人やその家族を見守る『応援者』となる認知症サポーターを養成します。

年度	実施回数	修了者数	修了者（累計）
R1	109	3,005	26,936
R2	46	1,158	28,094

(2) 認知症の人を支援する関係者間の連携

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス事業者や認知症サポーターなどと連携を図ります。

(3) 地域の実情に応じた、認知症の人や家族への支援事業の実施

交流会・研修会・講演会等の開催や、認知症カフェ等の開設支援を行います。

(4) 認知症SOSメール配信

認知症などにより行方不明となるおそれのある方の写真・氏名等を事前に登録し、行方不明が発生した際に捜索協力者へ電子メールで情報提供を行うことで、いち早く発見・保護につなげます。

	登録者（対象者）数	捜索協力者数
R1	139	1,045
R2	114	1,136

11. みみより広場事業（地域共生推進課 35-3294）

おおむね65歳以上で会場まで通える高齢者を対象に、生活の質の向上を図る観点から、外出の機会を確保し、介護予防や健康または日常生活上の必要な情報等を提供するとともに、高齢者相互の交流の場として市内の公衆浴場や、公民館または地域の集会所等で各講座を行っています。

（関係法令 西宮しみみより広場事業実施要綱 平成21年4月1日実施 平成31年4月1日改正）

## 1 2. 養護老人ホーム（生活支援課 35-3175）

介護の必要のないおおむね 65 歳以上の高齢者が、環境上の理由や経済的理由などにより居宅において養護を受けることが困難な場合に入所できる施設です。入所するには、福祉事務所の許可が必要です。市内には、市立寿園（定員 50 人）があります。

＜養護老人ホーム措置状況＞ (年度末現在：人)

年度	区分	開廃者数		年度末措置者		
		措置	廃止	寿園	その他	計
R1		4	7	24	5	29
R2		4	12	16	5	21

＜養護老人ホーム入所措置者数＞ (人)

施設名	措置者数		所在地	施設名	措置者数		所在地
	R1	R2			R1	R2	
寿園	24	16	西宮市	* 喜望園	0	0	和歌山市
神戸老人ホーム住吉苑	0	0	神戸市	* 千山荘	0	1	神戸市
五輪荘	1	0	丹波市	* 慈母園	0	0	高取町
長安寮	0	0	尼崎市	和寿園	1	1	篠山市
満寿荘	0	0	川西市	四条畷荘	1	1	四条畷市
* 五色園	1	2	洲本市	悲田院	1	0	羽曳野市
計					29	21	

(注) \*は盲養護老人ホーム

＜入所判定委員会＞

年度	区分	開催回数	取扱件数	要措置判定件数	措置不可判定件数
R1		4	4	4	0
R2		2	4	4	0

## 1 3. 軽費老人ホーム

60 歳以上の高齢者（夫婦で入所する場合はどちらかが 60 歳以上）が、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅で生活することが困難な場合に比較的低額な料金で入所できる施設です。

市内には、敬愛（定員 15 人、ケアハウス）、西宮恵泉（定員 50 人、ケアハウス）、有馬ホロンの苑（定員 100 人、ケアハウス）、幸泉サンズ（定員 15 人、ケアハウス）、愛和（定員 12 人、ケアハウス）、ローズガーデン甲子園（定員 20 人、ケアハウス）の 6 施設があります。なお、入所手続きは、施設で直接行います。（127P）

＜軽費老人ホーム入所状況＞ (年度末現在：人)

年度	ケアハウス 敬愛	ケアハウス 西宮恵泉	ケアハウス 有馬ホロンの苑	ケアハウス 幸泉サンズ	ケアハウス 愛和	ケアハウス ローズガ ーデン甲子園	計
R1	15	44	87	14	12	20	192
R2	15	42	95	11	12	20	195

#### 1 4. 介護予防・生活支援員の養成（福祉のまちづくり課 35-3135）

介護人材の裾野の拡大を目的とし、要支援1・2、事業対象者の人を対象として家事の援助のみを行う家事援助限定型訪問サービスの担い手「介護予防・生活支援員」の養成研修を行っています。

<実施状況>

(年度末現在)

年度	区分	開催回数	修了者数
	R1	3	129
	R2	3	84

(関係法令 西宮市介護予防・生活支援員養成研修実施要綱 平成28年10月20日実施令和元年5月1日改正)

### 4 住み慣れた地域で安心して生活するために

(地域安心拠点づくり)

#### 1. 保健福祉センター

住民の身近な地域で、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等の保健サービスや、保健・福祉サービスにかかる総合相談を行います。また、精神保健事業、難病保健事業等における各種申請窓口も行います。保健、医療、福祉の連携強化と生涯にわたる健康づくりを推進していきます。

<設置場所>

保健福祉センターの名称	所在地	電話番号
中央保健福祉センター	染殿町 8-3 西宮健康開発センター 1階	35-3310
鳴尾保健福祉センター	鳴尾町 3-5-14 鳴尾支所 2階	42-6630
北口保健福祉センター	北口町 1-1 アクタ西宮西館 5階	64-5097
塩瀬保健福祉センター	名塩新町 1 塩瀬センター1階	0797-61-1766
山口保健福祉センター	山口町下山口 4-1-8 山口センター2階	078-904-3160

#### 2. 地域包括支援センター（西宮市高齢者あんしん窓口）

(福祉のまちづくり課 35-3079)

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるように、総合的な相談に応じ、介護予防に関するケアマネジメントをはじめ地域にある様々な社会資源を利用して総合的支援を行います。また、高齢者の人権や財産を守る権利擁護や、虐待の早期発見・防止について支援します。

<設置場所>

(令和3年6月1日現在)

種別	施設名	所在地	電話
地域包括 支援センター	安井地域包括支援センター	西宮市城ヶ堀町 1 番 39 号	37-1870
	今津南地域包括支援センター	西宮市今津巽町 7 番 10 号	32-1702
	浜脇地域包括支援センター	西宮市久保町 14 番 12 号	35-2440
	西宮浜地域包括支援センター	西宮市西宮浜 3 丁目 7 番 7 号	32-6064
	小松地域包括支援センター	西宮市小松北町 2 丁目 8 番 1 号	45-7810
	高須地域包括支援センター	西宮市高須町 1 丁目 7 番 91 号	44-4505
	浜甲子園地域包括支援センター	西宮市枝川町 17 番 40 号	42-3530



地域包括 支援センター	上甲子園地域包括支援センター	西宮市上甲子園5丁目7番21号	38-6031
	深津地域包括支援センター	西宮市芦原町1番20号	64-0050
	瓦木地域包括支援センター	西宮市林田町7番17号	68-2702
	甲山地域包括支援センター	西宮市石芻町19番13号	71-9904
	甲武地域包括支援センター	西宮市段上町6丁目24番1号	54-8883
	甲東地域包括支援センター	西宮市上甲東園2丁目11番60号	57-5280
	塩瀬地域包括支援センター	西宮市名塩さくら台2丁目44	(0797) 63-3320
	山口地域包括支援センター	西宮市山口町上山口4丁目26番14号	(078) 903-0525

(関係法令 介護保険法、西宮市地域包括支援センター運営事業実施要綱 平成18年4月1日実施平成29年4月1日改正)

<活動状況>

区分 年度	施設区分	相談実人員		相談延人員		地域活動の 開催・参加数
		相談人数	うち訪問相談	相談人数	うち訪問相談	
R1	安井	1,303	241	1,747	335	56
	今津南	500	103	526	106	79
	浜脇	732	210	772	213	68
	西宮浜	249	74	282	75	54
	小松	843	152	1,026	217	99
	高須	1,210	313	1,348	325	66
	浜甲子園	1,269	357	1,387	397	121
	上甲子園	1,156	303	1,313	330	85
	深津	927	255	962	255	139
	瓦木	1,062	365	1,151	379	114
	甲山	1,038	333	1,110	340	92
	甲武	404	139	433	143	119
	甲東	1,222	383	1,580	481	122
	塩瀬	630	84	688	85	32
山口	425	68	432	68	38	
R2	安井	1,427	359	2,194	583	37
	今津南	521	210	552	212	30
	浜脇	811	236	868	238	33
	西宮浜	209	49	231	50	18
	小松	810	134	948	180	40
	高須	1,125	215	1,310	221	23
	浜甲子園	1,274	350	1,455	422	18
	上甲子園	1,167	274	1,275	293	39
	深津	913	254	930	255	63
	瓦木	985	365	1,047	375	48
	甲山	1,056	253	1,244	362	68
	甲武	428	113	448	113	29

R2	甲東	1,478	415	2,057	632	85
	塩瀬	872	93	925	97	17
	山口	422	85	430	86	21

### 3. 地区ボランティアセンター（社会福祉協議会 地域福祉課 23-1140）

西宮市社会福祉協議会の地区社会福祉協議会が主体となり、地域の安心拠点として地区ボランティアセンターを開設し、福祉や地域活動に関する相談や情報提供を行うとともに、住民の支えあい活動の拡充を進めています。（106P）

### 4. 在宅療養相談支援センター（福祉のまちづくり課 35-3292）

地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口として、在宅療養相談支援センターを設置し、医療、介護関係者に対して在宅療養の総合的な支援を実施しています。

<設置場所>

（令和3年6月1日現在）

在宅療養相談支援センターの名称	所在地	電話番号
中央在宅療養相談支援センター	室川町 10-5	0798-75-1517
鳴尾在宅療養相談支援センター	上鳴尾町 5-13	0798-61-2855
瓦木在宅療養相談支援センター	津門呉羽町 8-25	0798-32-5322
甲東・甲陽園在宅療養相談支援センター	上ヶ原十番町 1-85	0798-52-2110
北部在宅療養相談支援センター	塩瀬町生瀬 1281-5	0797-84-2061

（関係法令 介護保険法、西宮市在宅療養相談支援センター運営事業実施要綱 平成27年8月1日実施 令和元年8月1日改正）

## （権利擁護の確立）

### 1. 高齢者・障害者権利擁護支援センター

高齢者、障害のある方の権利擁護に関する専門相談・支援や、成年後見制度の利用支援などを目的に高齢者・障害者権利擁護支援センターを総合福祉センター内に設置。弁護士や司法書士と、福祉職の相談員による予約制の専門相談会を定期的に開催するほか、成年後見制度など権利擁護に関する研修会や講演会などを実施します。

（関係法令 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営事業実施要綱 平成31年4月1日改正）

<住所> 西宮市染殿町 8 - 17 総合福祉センター3階 <電話番号> 37 - 0024

### 2. 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）（社会福祉協議会 共生のまちづくり課 37-0023）

認知症高齢者、知的障害・精神障害のある方など、判断能力に不安のある方を対象に、その方たちが地域で安心して生活できるよう、契約に基づき適切な福祉サービスの利用を援助します。また、それに伴う日常的な金銭管理の支援などを行います。（107P）

### 3. 高齢者虐待相談窓口の設置（生活支援課 35-3175）

高齢者虐待相談窓口を設置しています。相談の内容に応じ関係機関並びに地域包括支援センターと連携し、高齢者及び養護者の援助内容を検討し、支援を行います。

（関係法令 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

## 福祉のまちづくりを促進するために

### (高齢者等にやさしいまちづくり)

#### 1. 福祉のまちづくり (福祉のまちづくり課 35-3050)

市関係施設をはじめ不特定多数の市民が利用する特定施設（鉄道の駅舎・社会福祉施設等）を市民の誰もが安心して利用できる施設とするために、平成7年度より西宮市福祉のまちづくり要綱を制定し、整備の促進に努めてきました。

平成22年12月に兵庫県福祉のまちづくり条例が改正され、特定施設に対する整備基準の義務付けをより明確化するなどの対応が行われたことに伴い、要綱を廃止することにしました。今後は県条例に基づき福祉のまちづくりの整備を図っていきます。

(関係法令 兵庫県福祉のまちづくり条例 平成30年3月22日条例改正 平成24年6月29日施行規則改正)

### (くらしの安全対策)

#### 1. 地域安心ネットワーク (地域共生推進課 35-3032)

65歳以上の方が地域で安心して暮らせるよう、平常時や緊急時における生活不安の解消を目指し、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を本人の申請により登録し、地域の民生委員と市の福祉・消防部局等が情報共有する制度です。令和3年度から民生委員が実施している高齢者実態把握調査事業と統合することとなり、令和2年度末（令和3年3月末）で新規受付を廃止しました。

(関係法令 西宮市高齢者地域安心ネットワーク事業実施要綱 令和3年4月1日実施)

<登録者数>

(各年度末：人)

年度	区分	独居	高齢世帯	その他	計
R1		5,251	7,609	3,161	16,021
R2		5,027	7,139	3,557	15,723